

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

- 日程第1 議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定について
- 日程第2 議第38号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議第39号 垂井町手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議第40号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議第41号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正について

- 日程第6 議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合理約の変更に関する協議について
- 日程第7 議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第46号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 木村千秋君、11番 後藤省治君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（富田栄次君） 日程第1、議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 乾豊君。

〔総務産業建設委員長 乾豊君登壇〕

○総務産業建設委員長（乾 豊君） ただいま議題となりました議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今定例会第1日の会議において本委員会に付託された後、6月4日に委員会を開催し、担当所管から決算書について説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては、認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（富田栄次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第37号 令和2年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第2 議第38号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第2、議第38号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 垂井町個人情報保護条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第39号 垂井町手数料条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第3、議第39号 垂井町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 垂井町手数料条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第40号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第4、議第40号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第41号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第5、議第41号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

○議長（富田栄次君） 日程第7、議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第44号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（富田栄次君） 日程第8、議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第45号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第46号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

○議長（富田栄次君） 日程第9、議第46号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第46号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,154万7,000円を追加し、予算総額を92億9,385万円とするものでございます。

補正いたしますものは、衛生費では、保健衛生費におきまして、こんにちは赤ちゃん臨時特別給付金給付事業に係ります需用費、役務費及び負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行ったところでございます。

次に、商工費では、中小企業等事業再構築促進事業等申請支援事業に係ります委託料及び負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金の増額措置をしたところでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第46号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,154万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,385万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページからの歳出を説明させていただきます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費におきましては、コロナ禍における感染防止に留意された出産・子育てをする家庭を支援するため、本年4月1日から翌年3月31日までに生まれた新生児1人につきまして5万円を給付いたします、こんにちは赤ちゃん臨時特別給付金給付事業といたしまして、需用費の印刷製本費で4,000円、役務費の通信運搬費で4万3,000円、特別給付金としまして負担金、補助及び交付金で800万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費におきましては、国の事業再構築補助金や、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金などに係ります申請のお手続を経営コンサルタント等に依頼した際に発生する着手金の3分の2の最大20万円を支援いたします中小企業等事業再構築促進事業等申請支援事業といたしまして、申請支援セミナー業務の委託金150万円と申請支援補助金としまして負担金、補助及び交付金の200万円、また町内に事業所または店舗を持つ事業者並びに町内に在住し、町外に事業を営む方に対して感染防止対策を講じるために必要な費用としまして、大企業には最大30万円、中小企業には最大7万円、小規模企業には最大3万円を支援いたします新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金としまして、負担金、補助及び交付金1,000万円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

続きまして、5ページの歳入につきまして説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして2,154万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（富田栄次君） 日程第10、議第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議

題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の兒玉宏明氏の任期が来る6月26日をもって満了するのに伴い、後任に垂井町岩手569番地の5、兒玉輝昭氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和3年第4回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時20分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 木 村 千 秋

会議録署名議員 後 藤 省 治